

第9章

配慮項目の概要と配慮事項

第9章 配慮項目の概要と配慮事項

配慮項目と配慮事項は、第9-1表のとおりである。

第9-1表 配慮項目

| 環境影響要素 | | 環境影響要因 | | 配慮事項 |
|---------|-------------|--------|----------------------------|---|
| 大気質 | 粉じん | 工事 | ・資材等の運搬 | ・残土等粉じんの飛散が起りやすい工事用車両についてはトラックに粉じん飛散防止カバー設置する等の対策を実施する。 |
| | | 工事 | ・重機の稼働 ・切土・盛土・発破・掘削等 | ・工事区域では、転圧及び散水を適宜行い粉じん等の飛散の抑制を行う。又、工事用車両が計画地外に出る際には適宜タイヤ洗浄を行う。 |
| | | 供用 | ・施設の稼働 | ・施設の稼働に伴い、燃料である木質ペレット等の供給・保管において、粉じんの発生が想定されるが、屋内式の燃料保管倉庫に保管する等適切に管理することで粉じんの飛散を低減する。 |
| | | 供用 | ・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送 | ・燃料の輸送等においては、トラックに粉じん飛散防止カバー設置する等の対策を実施して、粉じんの飛散を低減する。 |
| 悪臭 | 悪臭 | 供用 | ・施設の稼働 | ・主燃料となる木質ペレット、パーム椰子殻及び木質チップは大きな悪臭を発生させない屋内保管を行う。 ・主燃料となる木質ペレットは、発電所到着後、屋根壁付きの受け入れホッパにて受入後、密閉式コンベアによりボイラまで搬送し、発電所外に臭気を発生させないように運用する。 ・木質ペレット等は、大きな悪臭を発生させないが、仙台港で荷揚げした木質ペレット等の輸送・搬送においてはカバー付きの臭気防止対策を施したトラック又は密閉式トラックを用いる。 |
| 水質 | 水の濁り | 工事 | ・工事に伴う排水 | ・掘削工事に伴い降雨時の濁水の発生が考えられる。工事範囲の雨水濁りは仮設沈殿槽等により下水排除基準以下に処理し、公共下水道（汚水）に排水する。 ・工事に伴い発生する生活排水は、公共下水道に排水する。又、工事中の地下水は、沈殿槽等により適切に処理をした後、雨水排水樹又は側溝に放流する。 ・公共下水道への排水については、下水道担当部局と協議を行う。 ・沈殿槽等の出口において濁りを監視すると共に、水質を定期的に検査する。 |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 供用 | ・施設の稼働 | ・排気筒から排出される大気質の生態系への影響が考えられるが、最新の排ガス設備を設置する。 |
| 温室効果ガス等 | 二酸化炭素 | 工事 | ・重機の稼働 | ・蒸気タービンやボイラ等の大型機器は可能な限りメーカーの工場に組立てて搬入することで、建設機械の稼働時間を短縮する |
| | その他の温室効果ガス | | | ・建設機械の使用については排出ガス対策型建設機械をできる限り使用する。 ・建設機械の点検・整備を適切に行う。 |
| | 亜熱帯材使用 | 工事 | ・建築物等の建築 | ・熱帯木材を原料とする型枠は極力使用を控える。 ・非木質の型枠を極力採用し、基礎工事においては、計画的に型枠を転用することに努める。 ・木材型枠を使用する場合でも、転用回数を増やすことなどにより、使用量削減を図る。 |
| | | 供用 | ・施設の稼働 | ・木質ペレット等の原料は木材片など副産物を用いる。 ・燃料は、森林認証等を得ている木材を使用することとし、亜熱帯材を直接利用しないことを明らかにする。 |

